

事業名	自立支援医療給付費	財務コード (事業)	722602
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	自立支援医療給付費
------	-----------

担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 心の健康 担当 (内線)	3224
-------	----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 18 年度 ~ 終期 年度						
実施主体	補助(市町村)						
事業の目的	<table border="1"> <tr> <th>誰(何)を対象に</th> <th>その対象をどのような状態にして</th> <th>結果、何に結びつけるのか</th> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳4～6級所持者で、自立支援医療(更生医療)の対象者のうち中間所得層に属する者 ※更生医療:18歳以上が対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療(育成医療)と同じ負担上限額を設定し、世代間の不均衡を解消できる。</li> <li>身体障害者の障害の除去・軽減ができる。</li> </ul> </td> <td>・障害者福祉の向上</td> </tr> </table>	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか	身体障害者手帳4～6級所持者で、自立支援医療(更生医療)の対象者のうち中間所得層に属する者 ※更生医療:18歳以上が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療(育成医療)と同じ負担上限額を設定し、世代間の不均衡を解消できる。</li> <li>身体障害者の障害の除去・軽減ができる。</li> </ul>	・障害者福祉の向上
誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか					
身体障害者手帳4～6級所持者で、自立支援医療(更生医療)の対象者のうち中間所得層に属する者 ※更生医療:18歳以上が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療(育成医療)と同じ負担上限額を設定し、世代間の不均衡を解消できる。</li> <li>身体障害者の障害の除去・軽減ができる。</li> </ul>	・障害者福祉の向上					
事業の内容 ※主に 23年度	<p>○事業概要</p> <p>自立支援医療(更生医療)は18歳以上の身体障害者手帳所持者を対象に、一方自立支援医療(育成医療)は18歳未満の障害児を対象に、該当障害の除去、軽減のための特別な医療(関節形成術手術、心臓外科手術、人工透析等)に係る自己負担分の助成をする制度である。</p> <p>法律により中間所得層に対して自己負担上限額を設定し助成が行われる育成医療に対して、中間所得層に属する更生医療対象者は自己負担上限額が設定されておらず、世代間の経済的負担の不均衡が生じる。当事業はこの不均衡を埋めるための激変緩和措置として設けた単申制度である。</p> <p>①自立支援医療給付事業費補助金(負担率:県10/10)</p> <p>身体障害者手帳4～6級所持者で障害者自立支援法における自立支援医療(更生医療)の対象者のうち、法律で自己負担上限額を設定していない中間所得層(1割負担)に対する助成。県が独自に月額負担上限額(5,000円、10,000円)を設定し、これを超える部分を助成する。</p> <p>②自立支援医療(更生医療)審査支払事務委託契約(負担率:県1/2 市町村1/2)</p> <p>自立支援医療(更生医療)の診療報酬の審査及び支払い事務を山梨県社会保険診療報酬支払基金(社会保険分)と山梨県国民健康保険団体連合会(国民健康保険分)へ委託する。</p>						
根拠法令等	障害者自立支援法、山梨県自立支援医療給付事業費補助金交付要綱						

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	自立支援医療給付事業費補助金実績人数	436	379	385	380	95	目標設定の考え方 過去の実績平均値
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	102 %					前年度の実績値
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)	%					目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	34,485		33,057	43,986	13,401	成果指標によらない成果 ・自立支援医療(育成医療)と同じ負担上限額を設定することで、世代間の不均衡を解消できた。 ・自立支援医療(更生医療)の対象者のうち中間所得層に属する者の医療に係る経済的負担を軽減することで、より多くの障害者が適切な医療を受けられることに繋がった。
所要時間(直接分)	145 時間		145 時間	145 時間	145 時間		
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	145 時間		145 時間	145 時間	145 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	293		293	293	293		

III これまでの事業の見直し・改善状況

自立支援医療給付事業費補助金の上限額について、障害者自立支援法施行令の育成医療における負担上限月額の見直しに合わせて平成21年4月1日から上限額を5,000円、10,000円とした。(それ以前は、10,000円、40,200円だった)

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 当事業において自立支援医療(更生医療)の対象者のうち中間所得層に属する者の経済的負担を軽減することで、月額負担上限額が定められている自立支援医療(育成医療)との世代間の不均衡が解消され、より多くの障害者が適切な医療を受けられた。また、法律の施行から一定期間における激変緩和が図られた。以上より、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	障害者自立支援法の各種経過措置は本年3月に期間が満了し、また、新制度への移行を円滑にするための特例交付金特別対策事業も本年度で廃止とされている。 国の経過的特例措置を基礎とした激変緩和措置であるが、障害者医療制度全体のバランスを考慮しながら不断の検討を進める。	a

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	障害者自立支援法の各種経過措置は本年3月に期間が満了し、また、新制度への移行を円滑にするための特例交付金特別対策事業も本年度で廃止とされている。 国の経過的特例措置の開始から6年が経過し、激変緩和措置としての役割を果たしたことから、平成24年度をもって廃止する。	a

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
廃止	制度の対象は平成25年3月診療分までとするが、医療費の保険請求は医療保険各法により2年間は時効が消滅しないため、平成27年3月までの間は適切な請求と認められる場合は助成を行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しが無い場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

## 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 障害福祉課

細事業名: 自立支援医療給付費

調書番号 11

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H23 所要 時間 (h)	H24 所要 時間 (h) A	H25 所要 時間 (h) B	縮減等 B-A	具体的業務の見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 自立支援医療 給付事業費補助金	市町村所要額調査	9月	5	5	5	0	制度廃止 ※2年間の経過措置あり	27市町村分の調査をまとめ、精査するため適当な処理時間である。
	予算及び補正対応	10月~12月	36	36	36	0		27市町村分の所要額、委託料等を精査するため、適当な処理時間である。
	制度見直し	2月	16	16	16	0		適当な処理時間である。
	補助金申請書審査	3月	16	16	16	0		27市町村分の審査を行うため。
	補助金支出 (支出負担行為起家等)	3月~5月	4	4	4	0		適当な処理時間である。
						0		
(小計)			77	77	77	0		
2 自立支援医療 (更生医療)審査支払事務委託契約	事務費支払い業務	毎月	36	36	36	0	制度廃止 ※2年間の経過措置あり	適当な処理時間である。
	契約書改正等	3月	32	32	32	0		適当な処理時間である。
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			68	68	68	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			145	145	145	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)